

令和4年3月16日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年3月16日
開会 15時40分 閉会 15時46分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 藤原 孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 5 傍聴者 内山美穂子 若山和幸 岡本眞利子 酒井はやみ 野原恵子
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 北原正喜
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 令和3年
陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 15:40)

- 委員長（小田新紀） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。
これよりインターネット中継を始めます。
それでは、早速議事に入ります。
本日も本委員会に付託されました陳情の審査となります。
令和3年陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。
前回の委員会におきまして、町から追跡調査というような形で改めての報告がございました。
それを受けまして、皆さんの方でも個々に改めての調査をされたことと思います。
その上で、本日ご意見を賜りまして、審査を進めていきたいと思っております。
各委員のご意見をお伺いしたいと思っております。
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 昨年9月に陳情書が提出されまして、同時に町民の方、1000筆を超える署名が添えられたということで、大変重い中身と受け止めてまいりました。
そして、この間、繰り返されてきました委員会の審議、あるいは町部局から提出いただきました調査資料。特に前回の資料など、実態を反映し、必要性やあるいは係る予算なども見えてくるような中身になってまいりまして、大変深く学ばされたところです。
陳情の内容につきましては、一つひとつその通りだというような思いとあわせて、いよいよ結論に達していくのであらうと思っておりますので、こういった陳情が一步でも前に進むような形の結論を得られることを願って発言をいたします。
以上です。
- 委員長（小田新紀） そのほか、ございませんでしょうか。
小島委員。
- 委員（小島智恵） 町で調査をしていただいて、資料をいただいたところなのですが、その中で十勝管内の助成事業の実施自治体の状況を見てみますと、多くの自治体で実施をしている状況にはなくて、人口規模の小さい4町で実施しておりまして、1市3町の人口の多いところは実施していない状況にありました。
これは、人口に比例して該当者が多く、金額も大きくなりますので、なかなか手が付けづらく助成事業として実施していないのであらうと思っております。
今後におきましてもそういった管内の状況や本町に該当者がどのくらいいらっしゃるのかなど、さらに調査を進めていき、将来必要なものとして検討していくべきだと思っております。
ところでありますけれども、今、ただちに町独自、町の公費で実施していくのは難しいのではないかと、厳しいのではないかと、と考えるところでありまして、私としましては、趣旨採択にはしてはいかがかという結論に至りました。
以上です。
- 委員長（小田新紀） ただいま、中橋委員よりも一步でも進められるような結論をというお話、そして、その上で小島委員より趣旨採択というご意見をいただきました。
まず、趣旨採択について、皆さんにお諮りし、決定に至らなかった場合については改めて賛否について、議論を問いたいと考えていきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) それでは、採決を行います。

令和3年陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情について、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情については、趣旨採択とすることに決定させていただきました。

この間、長い間、陳情審査がでたあと、各委員の皆さまから、いろいろな角度からご意見を出していただきまして、調査結果をもとにして、様々なご意見をいただいた上で、このような形で全員一致の結論が導きだされたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

報告書について、お話させていただきます。

本件の報告書につきまして、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。

これで本日の陳情の審査については、終了させていただきます。

本委員会のインターネット中継については以上で終了とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)